



鳥取県高校生等奨学給付金 専攻科 一部早期給付申請ガイドブック

対象世帯: 基準日(令和7年4月1日)において次の1①～③のいずれかに該当し、
2～4すべてに該当する世帯

- 1 生計維持者全員の令和6年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が
 - ① 非課税の世帯
 - ② 105,500 円未満の世帯
 - ③ 264,500 円未満の扶養する子が3人以上いる世帯

※令和6年度に定額減税が実施されたため、例年対象外の世帯であっても対象になる場合があります。

※扶養する子とは、生計維持者と続柄が子のもの又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもないものです。

※父母がいる世帯は、父母両方の所得割額の合計。

- 2 生計維持者が鳥取県内に在住
- 3 生徒が平成26年4月以降の入学生で、専攻科支援金の補助要件を満たす者
- 4 生徒について児童福祉法による特別育成費を受給していないこと

※特別支援学校専攻科生徒、児童入所施設入所生徒(母子生活支援施設を除く)、里親に養育されている生徒及び過去に高等学校等専攻科を卒業又は修了した者は高校生等奨学給付金の対象外です。

申請者について

次の1～2の順で申請できます。

- 1 主たる生計維持者
- 2 生徒本人

所得割額とは？

課税証明書や特別徴収税額の決定通知書には、「年税額」の欄のほかに、「所得割」と「均等割」の欄があります。生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額で対象世帯となるか判断します。

給付額

世帯状況	国公立	私立
① 非課税世帯	50,500 円	52,100 円
② 生計維持者全員の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円未満(①を除く)	10,100 円	10,420 円
③ 生計維持者全員の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が264,500 円未満で扶養する子が3人以上いる世帯(①及び②を除く)	10,100 円	10,420 円

I 申請書類

- ① 令和7年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書
- ② 令和6年度(令和5年の所得にかかるもの)において、生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類(課税証明書等)

※県外高校の場合は、個人番号カード(写)等貼付台紙(様式第5号)でも可。

※父母がいる世帯は父母2名分、ひとり親家庭の場合は生計維持者1名分。父母と同居する祖父母の分は不要。

※複数の高校生等について申請する場合、2人目以降の課税証明書等はコピーでも可。

控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない生計維持者がいる場合は、市町村役場の窓口で申告の上、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の状況がわかる証明書類の発行を受けてから提出してください。

【扶養する子が3人以上いる世帯のみ】

- ③ 生計維持者全員の扶養人数が確認できる書類(課税証明書等)

※②の書類で扶養親人数が確認できる場合は不要。

- ④ 扶養親族申告書(様式18)

【県外高校のみ】

- ⑤ 在学証明書

※県外市町村が発行する課税証明書等を提出される場合は、基準日の時点で生計維持者が鳥取県居住であることがわかる住民票の写しが必要です。

2 提出期限・提出先

県内の学校:各学校の定める日までに、在学する学校へ提出

県外の学校:令和7年6月17日(火)までに育英奨学室に提出

3 問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271

鳥取県教育委員会 人権教育課 育英奨学室

電 話 : 0857-26-7541

メール : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

～県外高校の方は電子申請が可能です～

※必要な添付書類を画像データ(スキャンもしくは写真)にする必要があります。
※個人番号が記載された書類を提出する場合は、郵送にてご提出ください。



記入例（保護者記入）

鳥取県知事 様

申請日 令和 〇 年 〇 月 〇〇 日

令和〇年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書

一部早期給付用

私は、鳥取県高校生等奨学給付金の受給を申請するにあたり、次のことに同意します

ア 生活保護の生業扶助（高等学校等就学費）の受給状況について、居住している市町村を管轄する福祉事務所等へ事実確認すること。

イ 申請の対象となる高校生等が在籍する高等学校等での教育活動に必要な経費に未納があり、学校長が必要と認めるときは、その受給を学校長が代理して行い、未納額に充てること。

ウ 申請内容や添付資料等を偽り、又は鳥取県以外の都道府県に高校等への不正請求により受給した場合は、鳥取県の求めに応じ全額承知していること。

○ 申請者＝受取口座の名義人
× 申請は父、受取は母

1 【申請者（保護者等）】申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がいない場合は、高校生等の親（養親）等とする。

申請者住所	〒680-9999 鳥取市〇〇町1-1 △△マンションA号	ふりがな	とっとり はるお
		申請者氏名	鳥取 春男
		電話番号	0857-11-1111
高校生の申請者	☒ 主たる生計維持者（未成年時の親権者） ☐ 本人 ☐ その他（ ）		
保護者の申請者	鳥取 春男 自署		
(↓必ずいずれかに✓を記入してください。) ☐ 令和〇年4月1日（基準日）現在、生活保護法による生業扶助を受給しています。 ☐ 令和〇年4月1日（基準日）現在、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税であり、かつ、生活保護法による生業扶助を受けていません。 【以下、専攻科のみ対象】 ☒ 令和〇年4月1日（基準日）現在、生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満である世帯又は264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯であり、非課税世帯ではありません。			

生徒が成人に達しているため、
「主たる生計維持者」に✓してください。

2 【対象となる高校生等】

ふりがな	とっとり たろう	生年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日生
生徒氏名	鳥取 太郎		
現在の学校	学校名 鳥取県立〇〇高等学校 専攻科	全日・定時制：第 1 学年 通信制：年度入学	
過去に在籍した高等学校等	(1) 学校名 △△高等学校	期間	令和〇年4月1日～令和〇年3月31日
	(2) 学校名	期間	年 月 日～ 年 月 日

3 【振込口座】給付金の振込先は、原則、申請者の普通預金口座とします。

金融機関名	ゆうちょ 銀行 ・金庫・組合									
支店名	五二八			支店・出張所 本所・支所	支店コード (店番)	5	2	8		
預金種別	普通	口座番号 (右詰め7桁)	0	1	2	3	4	5	6	
口座名義(カタカナ)	ト	ツ	ト	リ	ハ	ル	オ			

申請者の口座を記入してください。書き間違えた場合は取り消し線を引く等、訂正箇所が分かるようにし、余白に書き直してください。

<通帳表紙>

店番	口座番号	〇〇銀行
999	0001234	鳥取 春男 様

普通預金通帳

記号 番号
15220 1234561

お名前 トツトリ ハルオ様

株式会社ゆうちょ銀行
(金融機関コード：9900)

通帳とお振付印とは、別々に保管してください。

<通帳表紙の裏面>

お名前 トツトリ ハルオ 様

お振付印の貼付は廃止しました。

この口座を他の金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。

【店名】五二八（読み ゴニハチ）
【店番】528【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

4 【申請区分】該当する申請区分（太枠部分）に○をしてください。

番号	世帯区分		一部早期給付 給付金額	2回目 給付金額	年額給付 給付金額	申請 区分
1	生活保護（生業扶助（高等学校等就学費）） 受給世帯	国公立	8,075 円	24,225 円	32,300 円	
		私 立	13,150 円	39,450 円	52,600 円	
2	（全日制課程）（定時制課程） 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割 額非課税世帯	国公立	35,925 円	107,775 円	143,700 円	
		私 立	38,000 円	114,000 円	152,000 円	
3	（通信制課程）（高等学校等専攻科） 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割 額非課税世帯	国公立	12,625 円	37,875 円	50,500 円	
		私 立	13,025 円	39,075 円	52,100 円	
4	（高等学校等専攻科） 生計維持者全員の道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額の合算額が105,5 00円未満である世帯又は264,500 円未満であり扶養する子が3人以上いる世 帯	国公立	2,525 円	7,575 円	10,100 円	
		私 立	2,605 円	7,815 円	10,420 円	○

※7月2日以降に家計が急変した者は、上記給付金額について、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した金額を給付します。

5 【世帯員の状況】

兄弟姉妹の中で、今年度の給付金申請予定の者がいる場合は、有に✓を記入してください。

	続柄	氏 名	生年月日	学校名・学年	給付金の申請の有無
対 象 の 高 校 生 等	本人※1	鳥取 太郎			有
保 護 者 等	父	鳥取 春男	SOO.O.O		
	母	鳥取 夏子	SOO.O.O		
高 校 生 等※2 兄 弟 姉 妹	弟	鳥取 秋生	HOO.O.O	□□高校2年（通信制）	☑有 □無
					□有 □無
					□有 □無
					□有 □無

※1 本人とは、申請の対象となる高

※2 高校生等とは、高等学校等に在

高校生等の兄弟姉妹については、申請の有無を確認するため、学校名・学年を記入してください。

6 【添付資料の確認】次の書類を添付したか確認し、✓をしてください。

- ☒ 保護者等の課税証明書等または生活保護受給証明書
- ☐ 保護者等の課税証明書等が県外市町村の発行するものである場合は、基準日以後の住民票の写し
- ☒ 扶養親族申告書※専攻科及び扶養する子が3人以上の場合のみ
- ☐ 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状

扶養親族申告書

扶養する子が3人以上いる場合のみ

鳥取県知事 様

生計維持者①氏名

鳥取 春男

生年月日

SOO. O. O

生計維持者②氏名

鳥取 夏子

生年月日

SOO. O. O

令和〇年12月31日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法第314条の2第1項第11号に規定する市町村民税上の控除対象扶養親族及び年齢が16歳未満の扶養親族、並びに令和〇年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

扶養している親族を全て記入してください。

〇生計維持者①の扶養親族

	氏名	生年月日	との続柄		氏名	生年月日	生計維持者②との続柄
1	鳥取 太郎	HOO. O. O	子	1	山田 花子	SOO. O. O	妹
2	鳥取 秋生	HOO. O. O	子	2			
3	鳥取 一郎	SOO. O. O	兄	3			
4				4			
5				5			

【記入上の注意事項】

令和〇年12月31日時点の、生計維持者①と生計維持者②の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を全員記載してください。なお、生計維持者の市町村民税上の扶養親族は以下の書類等で確認ができますのでこれらを参考に記入願います。

（確認ができる書類）

- ・年末調整の令和〇年分扶養控除等（異動）申告書の写し
- ・令和〇年分給与所得の源泉徴収票
- ・令和〇年分確定申告書の写し（扶養親族が記載されている部分） など

〇令和〇年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）

	氏名	生年月日
1		
2		

【記入上の注意事項】

「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア) 生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の <u>出生日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(イ) 生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、 <u>委託開始日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、 <u>縁組した日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの

申請日 令和 年 月 日

鳥取県知事 様

令和 7 年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書

一部早期給付用

私は、鳥取県高校生等奨学給付金の受給を申請するにあたり、次のことに同意します

ア 生活保護の生業扶助（高等学校等就学費）の受給状況について、居住している市町村を管轄する福祉事務所等へ事実確認すること。

イ 申請の対象となる高校生等が在籍する高等学校等での教育活動に必要な経費に未納があり、学校長が必要と認めるときは、その受給を学校長が代理して行い、未納額に充てること。

ウ 申請内容や添付資料等を偽り、又は鳥取県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請を重ねて行う等の不正請求により受給した場合は、鳥取県の求めに応じ全額を即時返還することとなることを承知していること。

1 【申請者（保護者等）】申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がない場合は本人とします。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	
		電話番号	
高校生等との関係	☐ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者(未成年時の親権者) ☐ 主たる生計維持者(親権者・未成年後見人がいない場合) ☐ 本人 ☐ その他()		
申請区分に係る誓約	私の世帯は次の✓した区分に該当することを誓約します。 申請者氏名：_____ (↓必ずいずれかに✓を記入してください。) ☐ 令和 7 年 4 月 1 日（基準日）現在、生活保護法による生業扶助を受給しています。 ☐ 令和 7 年 4 月 1 日（基準日）現在、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税であり、かつ、生活保護法による生業扶助を受けていません。 【以下、専攻科のみ対象】 ☐ 令和 7 年 4 月 1 日（基準日）現在、生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 1 0 5, 5 0 0 円未満である世帯又は 2 6 4, 5 0 0 円未満であり扶養する子が 3 人以上いる世帯であり、非課税世帯ではありません。		

2 【対象となる高校生等】

ふりがな			生 年 月 日	平成 年 月 日生
生徒氏名				
現在の学校	学校名			全日・定時制：第 学年 通信制： 年度入学
過去に在籍した高等学校等	(1)	学校名	期間	年 月 日～ 年 月 日
	(2)	学校名	期間	年 月 日～ 年 月 日

3 【振込口座】給付金の振込先は、原則、申請者の普通預金口座とします。

金融機関名	銀行・金庫・組合									
支店名	支店・出張所 本所・支所				支店コード (店番)					
預金種別	普通	口座番号 (右詰め 7 桁)								
口座名義(カタカナ)										

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名（漢数字）、店番（数字）及び口座番号（7 桁）を記入してください。

4 【申請区分】該当する申請区分（太枠部分）に○をしてください。

番号	世帯区分		一部早期給付 給付金額	2回目 給付金額	年額給付 給付金額	申請 区分
1	生活保護（生業扶助（高等学校等就学費）） 受給世帯	国公立	8,075 円	24,225 円	32,300 円	
		私 立	13,150 円	39,450 円	52,600 円	
2	(全日制課程)(定時制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割 額非課税世帯	国公立	35,925 円	107,775 円	143,700 円	
		私 立	38,000 円	114,000 円	152,000 円	
3	(通信制課程)(高等学校等専攻科) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割 額非課税世帯	国公立	12,625 円	37,875 円	50,500 円	
		私 立	13,025 円	39,075 円	52,100 円	
4	(高等学校等専攻科) 生計維持者全員の道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額の合算額が105,5 00円未満である世帯又は264,500 円未満であり扶養する子が3人以上いる世 帯	国公立	2,525 円	7,575 円	10,100 円	
		私 立	2,605 円	7,815 円	10,420 円	

※7月2日以降に家計が急変した者は、上記給付金額について、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した金額を給付します。

5 【世帯員の状況】

兄弟姉妹の中で、今年度の給付金申請予定の者がいる場合は、有に✓を記入してください。

	続柄	氏 名	生年月日	学校名・学年	給付金の申請の有無
対 象 の 高 校 生 等	本人※1				有
保 護 者 等					
高校生等※2 兄 弟 姉 妹					☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無

※1 本人とは、申請の対象となる高校生等のことです。

※2 高校生とは、高等学校等に在学する高校生及び高等学校等専攻科に在学する生徒のことです。

6 【添付資料の確認】次の書類を添付したか確認し、✓を記入してください。

- ☐ 保護者全員分の課税証明書等または生活保護受給証明書
- ☐ 保護者等の課税証明書等が県外市町村の発行するものである場合は、基準日以後の住民票の写し
- ☐ 扶養親族申告書※専攻科及び扶養する子が3人以上の場合のみ
- ☐ 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状

扶養親族申告書

鳥取県知事 様

生計維持者①氏名

生年月日

生計維持者②氏名

生年月日

令和6年12月31日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法第314条の2第1項第11号に規定する市町村民税上の控除対象扶養親族及び年齢が16歳未満の扶養親族、並びに令和7年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

○生計維持者①の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者① との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

○生計維持者②の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者② との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

【記入上の注意事項】

令和6年12月31日時点の、生計維持者①と生計維持者②の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を全員記載してください。なお、生計維持者の市町村民税上の扶養親族は以下の書類等で確認ができますのでこれらを参考に記入願います。

（確認ができる書類）

- ・年末調整の令和6年分扶養控除等（異動）申告書の写し
- ・令和6年分給与所得の源泉徴収票
- ・令和6年分確定申告書の写し（扶養親族が記載されている部分） など

○令和7年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）

	氏名	生年月日
1		
2		

【記入上の注意事項】

「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア) 生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、 <u>子の出生日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(イ) 生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、 <u>委託開始日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、 <u>縁組した日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの

